

令和3年(行ウ)第5号 石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城 龍太郎 外2名
被告 石垣 市

証拠説明書 4

令和4年4月28日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大井



同 弁護士 中村 昌



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲14	条例をめぐる法律問題 (抜粋) 写し	昭和53年5月15日	兼子仁	「上乗せ条例」が「法律の範囲内」のものであるかについての多数説の内容	
甲15	意見書 原本	令和4年4月9日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること	
甲16	意見書 原本	令和4年4月9日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること	

甲17	意見書	原本	令和4年4月8日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲18	意見書	原本	令和4年4月8日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲19	意見書	原本	令和4年4月12日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲20	意見書	原本	令和4年4月9日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲21	意見書	原本	令和4年4月9日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲22	意見書	原本	令和4年4月8日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること

甲23	意見書	原本	令和4年4月9日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲24	意見書	原本	令和4年4月10日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること
甲25	石垣市自治基本条例をつくる市民検討会議委員名簿	写し		被告石垣市	石垣市自治基本条例をつくる市民検討会議委員の氏名等
甲26	自治基本条例策定審議会委員名簿	写し		被告石垣市	石垣市自治基本条例策定審議会委員の氏名等